第13条第３項の次に次の１項を加える。

４　前項の規定に基づいて公表する論文は、電磁的方法による記録に係る記録媒体により機構へ提出するものとする。提出の方法その他については別に定める。

別記様式第１号中「独立行政法人大学評価・学位授与機構長」を「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構長」とし、「下記の書類」を「下記の書類等」とし、第５項を第６項とし、第４項を第５項とし、第３項を第４項とし、第２項の次に次の１項を加える。

３　論文の写し　３部

同様式中第６項の次に次の１項を加える。

７　２及び４～５の記録媒体

同様式の（備考）を次のように改める。

（備考）

１．本籍は、博士の学位授与申請の場合のみ記載する。

２．２～７の書類等は、修士又は博士の学位授与申請の場合に添付する。

同様式の見出しを次のように改める。

別記様式第１号（第５条関係）

別記様式第２号中「印刷公表」を「公表」とし、同様式の見出しを次のように改める。

別記様式第２号（第５条関係）

別記様式第３号に次の備考を加える。

（備考）本籍は、博士の学位授与申請の場合のみ記載する。

同様式の見出しを次のように改める。

別記様式第３号（第５条関係）

別記様式第４号中「本籍（都道府県名）」を削り、「独立行政法人大学評価・学位授与機構長」を「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構長」に改める。

同様式の見出しを次のように改める。

別記様式第４号（第10条関係）

別記様式第５号中「本籍（都道府県名）」を削り、「独立行政法人大学評価・学位授与機構長」を「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構長」に改める。

同様式の見出しを次のように改める。

別記様式第５号（第10条関係）

附　則（平成28年３月31日）

この規則は、平成28年４月１日から施行する。

学位規則第６条第１項の規定に基づく学士の学位の授与に係る特例に関する規則の一部改正に関する公示

学位規則第６条第１項の規定に基づく学士の学位の授与に係る特例に関する規則の一部を改正したので、学位規則（昭和28年文部省令第９号）第13条第２項の規定に基づき下記のとおり公示する。

平成28年４月１日　　独立行政法人大学改革支援・学位授与機構長　福田　秀樹

記

学位規則第６条第１項の規定に基づく学士の学位の授与に係る特例に関する規則の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「独立行政法人大学評価・学位授与機構」を「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構」に改める。

第７条に次の１項を加える。

２　既に特例適用専攻科である認定専攻科が組織改編等の理由により改めて特例の適用認定を受けようとするときは、当該専攻科を置く設置者は、専攻科認定規則第３条第４項の規定に基づき、前項の申出とあわせて機構長へ申し出るものとする。ただし、当該特例適用専攻科における専攻分野とは異なる専攻分野を含む場合には、この限りではない。

第11条第３項を第４項とし、第２項の次に次の１項を加える。

３　機構長は、第１項第２号に該当する届出が専攻科認定規則第７条の規定に基づく再審査を伴うものである場合は、同条第５項の規定に基づき、変更の届出に係る審査とあわせて行うものとする。

第12条第１項に次のただし書きを加える。

ただし、機構長が特に必要と認める場合には、この限りではない。

附　則（平成28年３月31日）

１　この規則は、平成28年４月１日から施行する。ただし、第７条第２項及び第11条第３項の改正規定は、平成29年４月１日から施行する。

２　この規則の規定により特例の適用認定を受けた認定専攻科の修了見込み者からの学士の学位授与の申請は、適用認定を受けた年度の翌年度10月の機構が別に定める期間から受け付ける。

国立研究開発法人土木研究所の役員の任命の公表

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第20条第４項の規定に基づき、国立研究開発法人土木研究所の役員を任命したので、同条第５項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成28年４月15日　　国立研究開発法人土木研究所理事長　魚本　健人

平成28年４月１日付けで、鎌田　照章を国立研究開発法人土木研究所の理事に任命する。

特定計量器型式承認

国立研究開発法人産業技術総合研究所公告第66号

計量法（平成４年法律第51号）第76条第１項の規定に基づき、平成28年３月29日付けをもって次のように特定計量器の型式を承認したので同法第159条第１項第５号の規定に基づき公告する。

平成28年４月15日

国立研究開発法人産業技術総合研究所

理事長　中鉢　良治

１．承認番号　第ＳＳ162号

２．名称　山形東亜ＤＫＫ株式会社

３．住所　山形県新庄市大字福田字福田山711番地109

４．特定計量器の種類　ガラス電極式水素イオン濃度指示計

１．承認番号　第ＳＳ163号

２．名称　山形東亜ＤＫＫ株式会社

３．住所　山形県新庄市大字福田字福田山711番地109

４．特定計量器の種類　ガラス電極式水素イオン濃度指示計

国立研究開発法人産業技術総合研究所公告第67号

計量法（平成４年法律第51号）第89条第１項の規定に基づき、平成28年３月29日付けをもって次のように特定計量器の型式を承認したので同法第159条第１項第５号の規定に基づき公告する。

平成28年４月15日

国立研究開発法人産業技術総合研究所

理事長　中鉢　良治

１．承認番号　第Ｄ167号

２．名称　METTLER TOLEDO GmbH

３．住所　Im Langacher 44, CH―8606 Greifensee Switzerland

４．特定計量器の種類　非自動はかり

裁決取消訴訟の判決確定の公告

東京弁護士会が同会所属弁護士小室貴司会員（登録番号9185）に対してなした懲戒処分（戒告・平成25年７月12日告知）につき、本会がこれに対する審査請求を棄却する旨の裁決を行ったところ（平成26年８月26日告知）、同人から裁決取消しの訴えが提起され、平成27年６月３日、東京高等裁判所において原告の請求を棄却する旨の判決が、また、平成28年３月24日、最高裁判所において上告審として受理しない旨の決定がなされ、上記東京高等裁判所判決は同日確定した。よって本会は、これを懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第７号の規定により公告する。

平成28年４月15日　　日本弁護士連合会